



BSE検査対象月齢をご確認ください

本年4月1日からBSE検査を受ける牛の月齢が変更になりました。これに伴い、家保への死亡牛の届出が必要な月齢も変更になっています。

通常の死亡牛は96か月齢以上がBSE検査対象になりますが、死亡前の状況によっては、**96か月齢未満も検査が必要**となる場合があります。

48か月齢以上96か月齢未満でもBSE検査が必要な牛は以下のとおりです

1 生前に歩行困難、起立不能や神経症状を呈する疾病と獣医師に診断されたもの

(例) 低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、脳神経麻痺、その他末梢神経麻痺など(関節炎や蹄病、骨折などが歩行起立困難の理由であるものを除く)

2 家畜伝染病や届出伝染病にかっている死亡牛

(例) “牛白血病”、牛ウイルス性下痢粘膜病(BVD-MD)、アカバネ病、気腫疽、破傷風などの届出伝染病



近年、増加傾向にある「牛白血病」と診断された牛は、**48か月齢以上がBSE検査対象**になりますのでご注意ください。

判断に困ったときは家畜保健衛生所までご連絡ください。